

第2章 日系企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

当職は、ベトナムにおける日系企業及び在留邦人がどのような法的問題に直面しているのか、そしてどのようにそれらの問題について対応しているのかを把握するため、日系企業、在留邦人、その他ベトナムでの日系企業・在留邦人の活動を支える支援機関等を対象として、各種アンケートやヒアリングを実施した。本章では、当職が実施した調査を通じて得ることができた、ベトナムにおける日本企業及び在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方について報告する。

第1 日系企業が直面する法的問題の実態

1 日系企業の進出状況

ベトナムには、ホーチミン日本商工会議所（JCCH）、ダナン日本商工会議所（JCCID）、及びベトナム日本商工会議所（JCCI）の3つの商工会議所が存在し、ベトナム日本商工会議所には767社⁷⁵、ホーチミン日本商工会議所には1,038社⁷⁶、ダナン日本商工会議所には186社⁷⁷、3つの商工会議所の合計で1,991社の会員登録がされている。特に、ホーチミンは、都市別の日本商工会議所の会員社数ランキングにおいて、上海（中国）、バンコク（タイ）に次いで世界第三位の企業登録数となっている。

また、商工会議所に加入していない日系企業もベトナムに進出しているため正確な数字は不明であるが、ベトナムには約2,500社近くの日系企業が進出していると言われている。

2 法的問題の実態

2.1 日系企業へのアンケート

当職は、日系企業が直面する法的問題の実態を把握するために、主にホーチミンで開催されている県人会などに参加し、そこで知り合った一人一人に対して日系企業向けのアンケートを配布し、アンケートへの回答を依頼した。また、ホーチミン日本商工会議所及びベトナム日本商工会議所に協力を依頼し、各会員に対してメーリングリストを通じて告知をしていただいた。その結果、181社からの回答を得る

⁷⁵ <https://jcci.vn/en/>

⁷⁶ <https://jcchvn.org>

⁷⁷ <https://poste-vn.com/jccid-danang.html>

ことができた。アンケート項目及びアンケートの回答・集計結果は別紙 1 のとおりである。

2.1.1 具体的に生じた法的問題に起因する支障について

以下では、日系企業に対するアンケート調査において具体的に挙げられた「法的問題に起因する支障」について報告する（主な回答を抜粋）。

Q11 具体的に生じた支障があれば、差し支えのない範囲内でご記入ください。

◆当局の一貫性なき対応◆

- ・ 日本から長年輸入してきた商品に原産地証明が必要との通達あり、なければダンピング税を掛けると急に言われ対応した
- ・ 最新の提出書類で提出したが、古い提出書類を請求された
- ・ 経済特区の個人所得税免税措置の突然の撤廃

◆法規則の不明確性◆

- ・ ライセンス取得や契約に関して不明確な点が多い
- ・ 通達された法令等のアウトラインはあるが、中身が無いことが多い
- ・ 子供手当の支給について支給要件が詳細まで定められていない
- ・ 投資ライセンス取得時に CPC748 で営業できる内容が不明確で、外資規制のある CPC749 も取得せざるを得なかった
- ・ LED 照明における安全性試験の実施や認証制度などが法規制されたが、内容が曖昧で適用時期についてもよくわからない
- ・ 中古機械輸入規制での 10 年以上経過機械の特別措置についての中身が不明瞭
- ・ 曖昧な表現で書かれており、それぞれの事務所で解釈に差異が生じる
- ・ 労働法の解釈が不明

◆不明瞭な法運用◆

- ・ 事業免許を取れない理由がはっきりしない
- ・ ライセンス申請、承認の具体的流れに矛盾がある
- ・ 法律の表現が曖昧で実際は担当官の裁量で決まってしまう
- ・ ベトナムに出向して会社の運営管理を行っている日本人とベトナムの会社との間に雇用契約書が存在しないことから法人所得税を追徴された
- ・ 労働許可証の取得方法が地域によって異なる

◆その他（困った具体的状況等）◆

- ・ コロナロックダウンにおける通達情報の錯綜
- ・ 消防法の変更があったが、それに対応していないシャッターが存在した
- ・ 中古機材の国外からの輸入
- ・ 従業員の解雇に関する労働争議
- ・ 新労働法における有給休暇の扱い
- ・ 通関問題
- ・ 税務処理問題
- ・ サイバーセキュリティ診断を外資が実施できない
- ・ EPE 企業との国内取引に関して
- ・ 強制規格の導入によりグループ会社の輸入通関が遅れた
- ・ 日越租税条約の実行についての越側の不承認
- ・ 許認可申請が法改正のタイミングと重なったことで行政手続が大きく遅延した
- ・ ベトナムでの事業活動にはよくあることなので、都度自身で確認するしかない

上記の回答結果から、日系企業が直面する法的問題に起因する支障としては、不明瞭な法規則、不明瞭な法運用、当局の対応の急な変更から生じる支障が多いことが分かった。

2.1.2 法的トラブルの内容について

次に、日系企業に対するアンケート調査において具体的に挙げられた「法的トラブルの内容」について報告する（主な回答を抜粋）。

Q14 法的トラブルの内容及びその解決策について、できるだけ具体的にご記入ください。

◆トラブルの内容◆

- ・ 税制面やライセンス
- ・ 商取引上の紛争
- ・ 労働法
- ・ M&A に関する手続と税法上の問題
- ・ 独立支店間の輸送（ビジネスライセンスや通関等処理が複雑）
- ・ 納入先のユーザーと納入後の製品設置のクオリティーに関して揉め、最終的に代償金を支払う形で合意して解決した
- ・ 隣の会社の屋根を通過して弊社へ送電されている電線の交換費用について
- ・ 取引先の契約違反に対する損害賠償請求
- ・ ベトナム国際仲裁センターでの解決又は和解
- ・ 税務調査、税関調査時の調査官判断が法の拡大解釈と感じる

- ・行政担当官のさじ加減で申請内容に差異が発生
- ・支払不履行、遅延
- ・通関監査時の違法請求
- ・許認可申請が法改正のタイミングと重なったことで行政手続が大きく遅延

◆その他◆

- ・開示しない

上記の回答結果から、日系企業が直面する法的トラブルの内容としては、税務関連や許認可関連等、当局の対応に関連するものが多いことが分かった。また、労務関連、取引関連、債権回収関連等のトラブルも多いことが分かった。

2.2 日系企業へのヒアリング

当職は、日系企業が直面する法的問題の実態をより深く把握するために、現地で開催されている県人会などの集まりに参加したり、個別に企業を訪問したりすることにより、日系企業で働く方々に対して、実際に現地で抱えている法的問題についてのヒアリング調査を実施した。以下では、ヒアリング結果について、できる限り対象者の生の声をそのまま反映する形で報告する。なお、ヒアリング内容に関する真実性については、当職が担保するものでないことをあらかじめ付言する。

2.2.1 賄賂（ここでは概要を紹介し、第3章で詳細を紹介する）

- ・ 賄賂を支払わないと案件が1、2年も先伸ばしにされることがあるから、会社の業務が進まない。税務局からは証拠が残らない形で賄賂を要求される。賄賂の要求方法としては、食事した時にレッドインボイスをもらって、支払った分を賄賂上帳簿として捻出する。案件を進めていくためには必要悪として甘受するしかない。
- ・ 過去に内部告発により2,000万円くらい賄賂をしていたという通報があった。日本法人で調査しても証拠がなく、結局無罪放免するしかなくて関与を疑われた者は全員元の職場に戻っていった。
- ・ そもそもベトナム当局は賄賂について調査しない。なぜこのようなことが生じるのかというと、ベトナムの公務員の給料が低く、生活をしていけないので賄賂をもらおうという事態が普通に行われている。賄賂も、警察官が記録として残さないため、そのままポケットに入ってしまう。税収が全然上がらないので公務員の給料が上がらず、その悪循環に陥っているのではないか。

- ・ 旧正月になったら、警察が飲食店を調査して、ラベルのついてないお酒の取締りをする。酒を没収して、それを警察が飲んでいる。
- ・ 賄賂に関する支払につき、帳簿上記録が残らないように、架空のインボイス（請求書）を発行する会社が存在する。現地の会計事務所やコンサルティング会社がよく売っている。これらのインボイスは、税務に関係ない一般の会社員から見ても明らかに不自然な取引であることが分かるので、日本の本社が見れば不自然な取引であることがすぐ分かる。しかし、現地当局が賄賂を見逃すから、結局は取り締まることができない。
- ・ 日本の上場会社に勤務しているが、現地の子会社が粉飾をした場合、日本の法律で捕まってしまうから、一切賄賂がないようにした。
- ・ 日本だったら帳簿上 1 円でも合わない、数字が合っていないとして問題になるが、ベトナムでは、お金の端数が切り捨てられるため、金額がピッタリと帳簿上合致することはない。そもそも、ベトナムではアバウトでしか会計処理ができない。
- ・ 上場企業の子会社でも、きちりとした数字をつけることができないが、大きな賄賂はしないようにしている。
- ・ VAT（付加価値税）を支払いたくないからという理由で、領収書を発行してくれない会社がある。そういうところから商品を仕入れた場合、経費処理ができないから、損金算入しなければならない。本当は黒字なのに、帳簿上は赤字になってしまうということがある。
- ・ 税関手続の際に必ず賄賂を要求される。賄賂を支払わなかったら、手続を進めてくれないので、支払う以外方法がない。
- ・ ベトナム人従業員にとって、取引先との窓口役を担当する部署が人気の役職。なぜなら、自分の気に入った業者に対して働きかけて、キックバックがもらえるから。
- ・ 従業員の間で、50 万ドンの札束（約 2,500 円相当）が会社で行き来している。また、従業員の月給では到底購入できないような最新の iPhone を持っている従業員がいて、ダンボール利権が社内で行われているのではないかと推測が働く。
- ・ 商慣習として、そのようなキックバックがあらかじめ経費で予算が取られているので、なかなか止められないのが実情。

- ・ 廃棄物を高く買い取ってもらえるはずだが、処理費として請求される。売却したら利益が出るようなもの。事実が発覚して、担当していた人をクビにした。だが、周りの従業員もおこぼれをもらっていたので、顕在化してこない。
- ・ 税務調査に入られて、お金を支払わなかったことはない。税法的に何も悪いことをしていないとしても、要求された金額を支払っている。記録を取っていないので、役人のポケットに入っているのではないか。
- ・ 現地の中小企業に勤務している。PE 企業とって、免税が 5 年間認められている会社だが、税関の時にありようもない理屈をつけられて、罰金という名の賄賂を要求される。

2.2.2 会社清算（不明瞭な法律運用）

- ・ 従来は、会社を閉鎖する 3 か月前に閉鎖の申請をするという運用だったのが、運用の変更があり、実際に閉鎖した後に手続をするという運用に変わった。法律は変更がないが、運用自体がガラッと変わってしまった。日本の本社は、法律の変更ではないので運用の変更があったこと自体あまり信じてくれず、本社との対応が非常に大変だった。結局、駐在期間も当初の予定より長くなってしまい、予期せぬ費用がかかってしまった。法律の多くは、大枠のみを定めたものにすぎない。その運用は、やはり担当者のさじ加減（裁量）で決まることがよくある。担当者ごとで決まるのであれば、一番こちらに有利な回答をしてくれるような担当官に巡り合うまで何度も担当部署に連絡をすればいいようにも思えるが、このようなことはできない。初めに部署が担当官を決めてしまう。その人が固定で対応することになり、他の人を指名することは難しい。担当官の指示に従い必要書類を全て揃えて申請の準備を整えた時に、担当官が突然変更になり、これまでの指示と 180 度異なる書類を準備するように指示されたこともある。発狂したくなるレベルで属人的である。これまで 10 か国以上の国を歴任したが、法律関係、手続関係はベトナムが一番厄介である。

2.2.3 現地企業との取引（製品の不適格性に関する問題）

- ・ 製品を購入する際、明らかな不適格商品を売却されるが、規格に合致する商品に交換するように求めても、現地のベトナム企業は対応してくれない。日本だったら、ほぼ 100% 交換対応してくれるような場面であっても結果は同じ。例えとして適切か分からないが、中国の会社であっても、今だったら作り直しをしてもらえるような不適格品でも、ベトナムの会社は規格に合致した商品の作り直し対応をしてくれない。現地の一流と言われている企業でも、このような対応なので、非常に困っている。だからこそ、メイド・イン・ジャパンの品質が担保されているのではないか。

- ・ 製品の検品（色落ちや針が入っていないか等）についても、規格について客と対立する場面が多々ある。検品で不適格と自社が判断した場合であっても、製造会社が規格に合致しているはずだとクレームを入れることがよくある。
- ・ 工場で品質管理をしているが、納入した会社から基準が満たされていないというクレームが入る。だが、調べても原因が分からない。取引先（A社）の取引先（B社）からクレームが入ることがある。その時に、A社がB社に説明をするために、A社に対して資料を用意する。だが、その原因が不明なことがある。その際は、考えうる原因をいくつか挙げて説明せざるを得ない。
- ・ 工場の製品で出来上がるものは、一つとして同じものが出てこない。製品が規格に合っているかどうかの検査や表示基準（生地100%と表記しているか等）の検査機関がベトナムで見つからず、香港の会社をお願いしている。綿100%と書きたいが、検査結果は99.9%と出てくる。どうして100%にならないのかがこちらの工場では判別不明。染料や塗料の一つの物質の種類が違うだけでパーセンテージに影響が出たりする。何が原因かを見定めて、何の物質を何に変える必要があるのかという専門的な知識を持っている人がおらず困っていたが、そのような人を見つけて、今は助かっている。
- ・ 製品が規格に合致しているかどうか心配だが、例えば大手（UNIQLO等）が使っている業者を使うと、やはり基準に合致する保障がある程度できるので、安心したものが出来上がる。定評のある製品を作っている会社が利用している業者を使うのが手取り早い。例えば、マスクは、生地によっては菌を通さないが息ができなくなるものがある。生地の選び方から考える必要がある。

2.2.4 許認可

- ・ ホーチミン市とハノイ市では、許認可の水準に差がある。ハノイ市の方が、ホーチミン市に比べて厳しい。例えば、大手ラーメンチェーン店は、ハノイ市に進出しようとしたが、許可が下りずに、急遽ホーチミン市で許認可の申請をし、許認可が認められて、そのままホーチミン市で開店することになった。そのため、ハノイ市は、日本の企業が比較的進出しづらく、現地のベトナム人が日本料理を監督して提供するような店が多いため、日本料理も、ホーチミン市の方が比較的好いものを食べることができる。
- ・ コロナ禍において、ホーチミン市の方が、ハノイ市よりも入国しやすい。

2.2.5 その他

- ・ 電車の開通が遅れている理由として、資金不足が挙げられる。おそらく政府の役人が工事費用を取ってしまった、残りのお金で工事する必要があるのだが、結局お金が足りないということ。2つ目の原因として、許認可が遅いこ

とがある。3 つ目の原因として、鉄道を走らせるための法律がないため、法的側面からの調査に時間がかかったということがある。

- 友人に誘われて飲食店をスタートさせ、ベトナムに来てから 4 か月の間で開店準備をした。半年間の運転資金として 500 万円ほどだった。しかし、開店から 2 か月で店を閉めた。主な原因は、現地の従業員とうまくいかなかったこと。友人がベトナム人を下に見る態度があり、その態度にベトナム人が反感を覚えてうまくいかなくなった。外国人である我々（在留邦人）は、現地のスタッフがいないと何もできないので、現地のスタッフから教えてもらうという態度で臨む必要がある。また、想定していたよりも多くのスタッフを雇用しなければならなかった。日本では、一人の従業員を雇用してすべての責任を持って長時間働いてもらうが、こちらでは長時間働きたい人が多くなく、3 シフト制にして多くの従業員を雇わざるを得なかった。今振り返ると、人事の方法としては、日本のやり方に合う人を選定し、日本のやり方で納得してくれる人を育てて働いてもらう方法を取るべきだったかもしれない。実際に、日本流の雇用の方法で成功している日系企業も多く存在する。

ヒアリング調査の結果、日系企業が直面する法的問題として、賄賂の問題が多いことが分かった。賄賂の問題に関しては、別途項目を設け、重点的にアンケート調査及びヒアリング調査を行なった。後述、「第 3 日系企業及び在留邦人が直面する賄賂・利益供与の問題の実態」の箇所です。

第2 在留邦人が直面する法的問題の実態

1 在留邦人の数

2021年10月時点におけるベトナムの在留邦人数は、旅券法の定めにより在外公館（日本国大使館・総領事館）に届け出されている在留届を基礎資料とすると、22,185人であり、世界第14位である⁷⁸。

もともと、在留届を提出していない在留邦人も一定人数いると考えられることから、実際には、より多くの邦人が在留しているものと考えられる。

2 法的問題の実態

2.1 在留邦人へのアンケート

当職は、在留邦人が直面する法的問題の実態を把握するために、主にホーチミン市で開催されている県人会や、日本人が主催するサークルなどに参加し、そこで知り合った一人一人に対して在留邦人向けのアンケートを配布し、アンケートへの回答を依頼した。また、ベトナム日本商工会議所に協力を依頼し、メーリングリストを通じて、会員に対して告知をしていただいた。その結果、224名からの回答を得ることができた。アンケート項目及びアンケートの回答・集計結果は別紙2のとおりである。

2.1.1 ベトナム生活での不快なことやストレスを感じることにについて

以下では、在留邦人に対するアンケート調査において具体的に挙げられた「ベトナムでの生活における不快なことやストレスを感じることに」について報告する（主な回答を抜粋）。

Q4 ベトナムでの生活において、不快なことやストレスを感じるものがあればご記入ください

◆交通ルール・マナー・渋滞・道路状況等（58人）◆

- ・交通マナーが悪い（特に、バイクの逆走・信号無視・高速走行・歩道を占拠した駐車等）

⁷⁸ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>

- ・道路、歩道整備が十分でない
- ・交通渋滞が多い
- ・バイク運転が日本の免許では不可能であり自由に移動が出来ない
- ・交通インフラの未整備
- ・公共交通機関が未発達
- ・道路事情（バイクの通行量）

◆文化・言語の違い（48人）◆

- ・時間や約束に対するルーズさ
- ・道徳的な文化の違い
- ・言語（日本語、英語）が通じない
- ・英語表記が少ない
- ・習慣や文化の違い
- ・現地人の習慣・言動
- ・英語での説明（書き）が少ない（銀行・携帯電話等）
- ・書類がベトナム語だけの場合が多い

◆衛生・大気汚染（34人）◆

- ・ゴミ問題
- ・大気汚染

◆新型コロナウイルス感染症関連（21人）◆

- ・コロナ規制が厳しい
- ・コロナ関連の隔離などで対象となるのかなりないのかなどが分かりにくい
- ・日本帰国時、外国人配偶者のビザ新規発給が停止されていること
- ・コロナによる出入国制限、急なロックダウン
- ・コロナに感染した場合、入院先の病院の状況がよく分からない
- ・一時帰国できない

◆行政手続（13人）◆

- ・役所等の手続が分かりにくく、費用が不透明なことがある
- ・政府系の指示、通達が突然実施されてしまい、外国人には連絡がこないこと
- ・各役所や企業の対応が、担当者個人にゆだねられること
- ・外国人に対して制限が多い（銀行の送金等）
- ・在留許可等の申請が複雑なうえ変更が多い

◆生活環境・騒音等（12人）◆

- ・水回り環境
- ・騒音（公共の場所での大声での会話）
- ・生活全般でルールや規則が定められていない

◆食事（9人）◆

- ・日本食が高い
- ・食材調達
- ・買い物が不便
- ・食事面

◆不正（7人）◆

- ・公共の規範認識が弱い
- ・賄賂が多い

◆サービスの質（6人）◆

- ・飲食店での会計ミスが多い
- ・サービス、製品の質の低さ
- ・行政や企業の効率の悪さ
- ・日本の商品やサービスの供給が限定的
- ・欲しいものが適正価格で買えない

◆法律（6人）◆

- ・法律を含めたルールの整備が未熟
- ・法律（法令）と実態が異なる

◆医療（6人）◆

- ・医療体制
- ・保険の適用

◆治安（2人）◆

- ・引ったくりなどの犯罪が多い

◆その他（12人）◆

- ・日本人の知り合いが少ない
- ・休日の過ごし方
- ・狭い日本人社会の人間関係

◆問題なし（14人）◆

上記の回答結果から、在留邦人がベトナムでの生活について不快なことやストレスに感じていることについては、主として、交通ルール・マナー・渋滞などのベトナムの道路事情に関するものが多いことが分かった。また、ベトナムの文化・言語の違い、衛生・環境面に関してストレスを感じている人が多いことも分かった。

2.1.2 法的トラブルの内容について

次に、在留邦人に対するアンケート調査において具体的に挙げられた「法的トラブルの内容」について報告する。

ベトナムに滞在している間に法的トラブルに巻き込まれた経験があるか否かについては、回答者 224 人のうち 198 人（88.4%）が法的トラブルに巻き込まれたことがないと回答した。他方、26 人（11.6%）が法的トラブルに巻き込まれたことがあると回答した（別紙 2、Q9）。

具体的な法的トラブルの内容については、以下のような回答があった。（主な回答を抜粋）

Q10 法的トラブルの内容とその際にとった対応策を差し支えない範囲内で、具体的にご記入ください。

◆従業員（7名）◆

- ・従業員との労働問題
- ・日本人社員のベトナム人社員に対するパワハラとセクハラ
- ・従業員の不正や契約解除関係についてグループの法務部に相談した

・社員退職時のトラブル

◆取引先（7名）◆

- ・商取引上の紛争、示談で解決した
- ・合弁の解消時、合弁先の責任者と対立したところ、ベトナム在住の日系弁護士事務所に依頼して、示談で解決した
- ・類似商品トラブル

◆交通違反（3名）◆

- ・交通警察とのトラブル

◆住宅・工場（2名）◆

- ・工業団地の管理費問題
- ・ベトナム人販売スタッフが虚偽の説明をして、購入者と弁護士を通じて交渉した

◆ビザ（2名）◆

- ・労働許可証、ビザ
- ・ワークパーミットの延長申請が滞って、取り直した

◆税務（2名）◆

- ・税務問題

◆許認可（2名）◆

- ・消防許可の申請において図面の承認に係る手数料のような費用について、担当の消防官が変わったことにより金額が跳ね上がったが、逆らえば営業許可が下りないので、元請けや下請け、クライアントなど利害関係者と費用負担について取り決め契約を交わした

◆その他（4名）◆

- ・不具合補償
- ・ベトナム仲裁センターへの申立

上記の回答結果から、在留邦人が直面する法的トラブルの内容としては、労使問題や取引先との問題が多いことが分かった。その他、交通違反、住宅・工場、ビザに関するトラブルなどがあることが分かった。

2.2 在留邦人へのヒアリング

在留邦人が直面する法的問題の実態をより深く把握するために、現地で開催されている県人会、ゴルフ、イベントなどに参加することにより出会った在留邦人に対して、実際に現地で抱えている法的問題についてのヒアリングを実施した。以下では、ヒアリング結果について、できる限り対象者の生の声をそのまま反映する形で報告する。なお、ヒアリング内容に関する真実性については、当職が担保するものでないことをあらかじめ付言する。

2.2.1 住環境に関する問題

- ・ 海底ケーブルが切断され、インターネットがほとんど繋がらないという状況がしばしばある。特に、在宅ワークになってからは、インターネットが繋がらないという状況は、仕事をしていく上で、非常に辛い。
- ・ お手伝いさん（使用人）に部屋の物を盗まれた。使用人が来るたびに化粧水の減りが非常に早いことに気がついた。対策としては、鍵のついたトランクに収納しておくくらいしか取れない。
- ・ 聞いた話だが、出張が多く、家を空けることがしばしばあったにもかかわらず、電気代の請求が異常に高かったので、監視カメラを見ると、使用人が自分の家でくつろいでいるのを見て驚いた。どうやら、使用人が他の家庭の使用人を集めて高級コンドミニアムで休憩を取ることが一種のステータスとなっており、自分の留守中に使用人がみんなで集まり、しょっちゅう自分の部屋で休憩を取っていたらしい。管理会社に報告したら、謝罪を受けて電気代を返してもらった。
- ・ 家の悩みとしては、冷房の結露で水漏れが発生したり、Wi-Fi が繋がらないことが多い。この問題の原因は、利用者が利用料金を支払うことを忘れていているというのが一番多い。
- ・ 大雨の時にベランダから水漏れがする。原因としては、落ち葉が排水口にたまっており、水がベランダに溜まり、水がドアから入ってくる。解決法としては、バスタオルでドアの下を塞ぐこと。

- ・ 同じマンションでも、ベトナム語で検索すると半額程度で部屋を提供していることがある。日系の不動産会社はかなり手数料を取っているようで割高である。後々のトラブルを考えたら日系のエージェントに依頼する方が楽なので、日系エージェントに依頼することも考えられるが、日系エージェントとトラブルになったという話も聞くので注意が必要である。

2.2.2 日本人同士のトラブル

- ・ 日本人同士のトラブルは、6、7年前にはよく発生していたそうだが、最近になって少なくなってきたという印象がある。その理由としては、日本人コミュニティが狭いので、いい意味で抑止力が働いているのではないか。日本人同士のトラブルとしてよく聞くのは、お金の貸し借りの問題。個人経営の会社を立ち上げる際にお金を貸してあげて、借りた側が資金繰りに悩み、国外に出てしまってお金が戻ってこなかったという例も聞いている。

2.2.3 ひったくり

- ・ 携帯をひったくられた。Grab のタクシーを呼ぼうと携帯をいじっている時に、自然とスッと取られた。強奪ではなく。一体何があったの？という感じで取られた。
- ・ 携帯をひったくられた。ベトナムでは、携帯などの貴重品を首からかけたり、指にはめたりする防犯グッズをつける必要がある。携帯は iPhone が狙われるため、iPhone ユーザーの人は、街中で iPhone と分かるような形で利用するのを避けた方がいい。携帯をカバンの中で操作したりするなどの工夫が必要。逆に、iPhone 以外の携帯（アンドロイド等）は、狙われにくい。ひったくり犯は、狙う人をじっくりと見定めて、後をつけてくる場合もある。
- ・ カバン丸ごとひったくりに遭った。ひったくりの被害は、ファンビッチャンエリアが特に多いと聞く。知り合いはゲイのふりをして抱きつかれ、その隙に携帯を取られた。
- ・ ロシア人の 3 人組ひったくり犯がいて、高島屋ホーチミンの地下にも出没するとのこと。

2.2.4 物乞い

- ・ 欧米系の外国人で有名な物乞いがいる。「財布とパスポートをたまたま落としてしまい、お金を貸して欲しい」と声をかけられる。仕方なく 50 万ドン（約 2,200 円相当）を手渡したが、翌日も同じ内容の声かけをされた。前日にお金を渡したことが悔しくなり、しばらくその人を観察していたところ、やはり外国人のみを狙って声かけをしていた。

- ・ サンダル以外のスニーカーやビジネスシューズを履いていると、靴磨きをせがまれてお金を請求される。靴磨きをさせると、代金を請求される。一人の靴磨きに代金として 50 万ドンを支払ったら、隣で見っていた別の靴磨きに、靴磨きをさせるように言われ、断ったら自分の靴を取り上げられ、靴で頭を叩かれた。それ以降、靴磨きがいたら逃げるようにしているが、追いかけてくることがあるので、街中ではサンダルを履く方が安全に思える。
- ・ ファンビッチャン方面でタクシーを降りた瞬間に、カンボジア人に言い寄られ、お金を無心された。

2.2.5 ベトナム人との結婚

- ・ ベトナム人女性と結婚しているが、ベトナムの女性は、付き合ったらほぼ確実に iPhone、バイク、クーラー、ダイヤモンドの 4 点を要求してくる。ダイヤモンドは、原価の 8 割で買戻ししてもらえるので、これを早々に売ってしまう女性もいる。日本の女性と付き合う場合よりもはるかにお金がかかる。

2.2.6 その他

- ・ 日本では考えられないことだが、ATM にお金が入っていないことがよくある。おそらく防犯上の理由から、大金を入れていないのではないか。
- ・ 鉄道会社で新しく線路を作る際に、ベトナムでは電線を最後の最後に敷くことが多い。なぜなら、電線を盗んでしまうベトナム人が後を絶たないから。
- ・ 2020 年 3 月にコロナ騒動が発生して帰国命令が出されたが、犬の検査をしないと日本に犬を連れて帰れないため、日本へ帰国できなかった。検査結果が出るのが 6 か月かかる。ベトナムでは、日本の水準を満たす検査機関が存在しないため、検体を日本に送付しなければならず、検査結果を受領するまで半年かかる。これは 2 年しか有効ではない。だから帰れなかった。
- ・ ベトナムで病気や怪我をした場合、即座にタイに渡航するか日本に帰国するという選択肢を念頭に置く必要がある。コロナで商用便が飛んでいない場合は、タイまでヘリコプターをチャーターする必要がある場合がある。その場合に、ヘリコプターのチャーター保険に入っていない場合は、自腹になるか、ベトナムで手術するしかなくなるので、注意が必要。私は酔っ払って転んでしまい、顔面の大怪我をして、ベトナムで手術をせざるを得なかった。
- ・ ベトナム人は、日本人に比べて約束に対する遵守の意識が圧倒的に低い。予定を持って行動することが苦手。
- ・ バイクについて、50cc 以下は無免許で乗れる。免許を取るには、日本の免許証を翻訳して出して、健康診断を受診することに加えて実技テストがある。

実技テストは免許センターのようなものがないので、一発テスト。免許証がなくても、取締時にお金をいくら払えば見逃してくれるので、免許を実際取る必要を感じない。

2.2.7 小括

ヒアリング調査の結果、在留邦人が直面する法的問題として、住環境に関する問題、ひったくりや物乞いの被害が多いことが分かった。また、身近なお手伝いさん（使用人）とのトラブルもあることが分かった。

2.3 JETRO ホーチミン事務所・大使館へのヒアリング

JETRO ホーチミン事務所・在ホーチミン大使館に対して、在留邦人が個人としてベトナムで気をつけるべき問題についてヒアリング調査を行なったところ、以下のような回答を得ることができた。

- ・ 特に女性が一人で歩く際には、注意が必要な地域がある。
- ・ ひったくりには気をつける必要がある。
- ・ 野良犬は散在している。狂犬病の予防注射は一応打っておいた方がいいのではないか。
- ・ 狂犬病の他に、ベトナムではデング熱もある。2年前、インターン生がデング熱にかかり、タイ（バンコク）に搬送したことがある。
- ・ 大病になると、ベトナムの医療機関では取扱いが難しいので、何か大ごとがあればバンコクかシンガポールに搬送するのが多い。

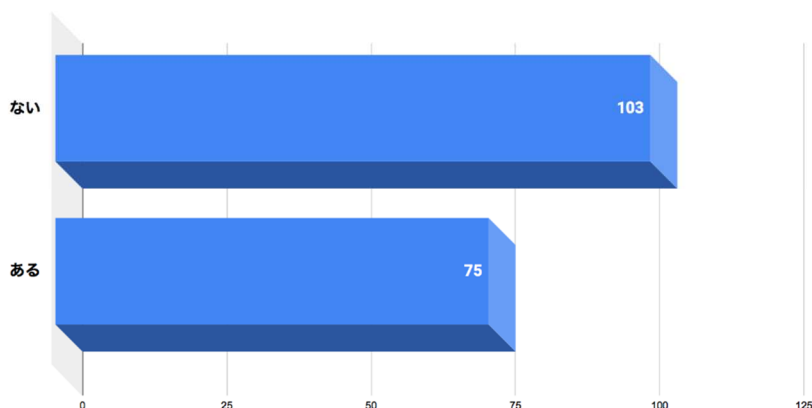
第3 日系企業及び在留邦人が直面する賄賂・利益供与の問題の実態

賄賂の問題に関しては、別途項目を設けて重点的にアンケート調査及びヒアリング調査を行なったので、その結果を以下で紹介する。

1 賄賂に関する日系企業へのアンケート調査

1.1 政府職員や取引先から利益供与を求められたことがあるか

Q40
ベトナム政府の職員や取引先の企業から、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことはありますか？



賄賂に関する日系企業に対するアンケート調査の結果、75社の企業から、「ベトナム政府の職員や取引先の企業から、本来支払う必要のない金銭等、何らかの利益供与を求められたことがある」という回答が得られた（別紙1、Q40）。なお、当該アンケート調査は、社名及び回答者の記名式により行ったため、実情よりも「ある」との回答が少なくなっている可能性が高い。実際に、個別のヒアリング調査にて「ある」と回答された方が、記名式のアンケート調査にて「ない」と回答されているケースも散見された。

1.2 どのような局面でどのような利益供与を求められたか

以下では、賄賂に関する日系企業に対するアンケート調査のうち、「具体的にどのような局面でどのような要求を受けたか」という質問に対する回答について報告する（別紙1、Q41）。（主な回答を抜粋）

Q41 求められたことがあると回答された方にお尋ねします。具体的には、どのような局面でどのような要求を受けましたか。差し支えのない範囲でご記入ください。

◆税関、税務局、還付請求時◆

- ・通関局対応時
- ・契約以外に経費として
- ・VAT 還付時の手数料
- ・還付請求に対して
- ・輸入通関の際
- ・税関局員

◆保健所、消防署の検査◆

- ・保健所、消防署の検査
- ・請負上位の会社(ローカル)から賄賂の要求
- ・消防法検査等の便宜

◆ライセンス◆

- ・許可登録
- ・申請関係
- ・書類監査、申請書類提出、許可書発行等

◆税務◆

- ・税務監査時
- ・M&A に伴う税務関係の書類の不足等への対応
- ・税務調査

◆取引先◆

- ・営業活動する中でキックバックを要求
- ・取引先から発注の見返りとしてコミッションを要求
- ・ベトナムコンサルタントから折衝に別費用が掛かるとして要求
- ・求人の紹介
- ・社印作成や雇用に関する申請の際の特急料金
- ・システム導入提案時
- ・工事発注者

◆省庁、局◆

- ・ 「監査」により、重大な違反が見つからない場合に、「駄賃」的な金銭の要求
- ・ 政府関係の監査、登録等の手数料
- ・ 行政に対する事業提案の中で行政側が指名するコンサルタントとの契約を求められた
- ・ 政府関係者へ提案を実施した際、バックマージンを要求された
- ・ 高額受注によるリベート

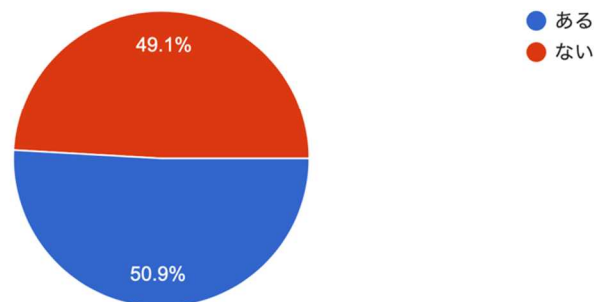
◆その他◆

- ・ 警察
- ・ ベトナムの中央銀行から国外支店への海外送金枠増枠の承認を得るため

2 賄賂に関する在留邦人へのアンケート調査

2.1 ベトナムに滞在している間に賄賂を要求されたことがあるか

Q7 ベトナムに滞在している間に賄賂を要求されたことがありますか。
224 件の回答



賄賂に関する在留邦人に対するアンケート調査の結果、50.9%の在留邦人から、「ベトナムに滞在している間に賄賂を要求されたことがある」という回答が得られた（別紙 2、Q7）。なお、当該アンケート調査は、社名及び回答者の記名式により行ったため、実情よりも「ある」との回答が少なくなっている可能性が高い。

2.2 どのような場面でどのような相手から賄賂を要求されたか

以下では、賄賂に関する在留法人に対するアンケート調査のうち、「どのような場面でどのような相手から賄賂を要求されたことがあるか」という質問に対する回答について報告する（別紙 2、Q8）。（主な回答を抜粋）

Q8 賄賂を要求されたことがあると回答された方にお尋ねします。どのような場面で、どのような相手から賄賂を要求されましたか。また、その際、どのように対応されましたか。差し支えのない範囲内でご記入ください。

ア 税関・通関 (21名)

- ・日本からの品物の通関の際、ベトナム人の知人に仲介してもらった
- ・輸入通関の融通、拒否したためサンプル廃棄となった
- ・入国時に電子機器を持ち込もうとした時、数十万ドン支払った
- ・輸入時の関税
- ・輸入時の検査時にコンテナを開けない代わりに賄賂を要求
- ・通関処理
- ・空港税関
- ・関税局

イ 仕事関係 (19名)

- ・仕事上の見込み客から取引開始に伴う賄賂の要求、コンプライアンス違反になるため丁重にお断りし取引破談
- ・事前に見積書で示されていた金額から上乘せした額を記載するよう要請があったが、そのような対応は出来ない旨を伝え、当初見積額にて契約締結した
- ・業務受託に対するキックバック
- ・事務所の賃借契約締結時

ウ 当局・許認可申請時 (19名)

- ・労働許可申請時に窓口の職員に賄賂を要求された
- ・書類のローマ字を1字間違えたら不備とされ、修正するために賄賂を要求された
- ・申請を通す際に当局関係者から要求がある
- ・業務上、役所関係で要求され、基本的に拒否（特に自分のカネではないので）しているが、なかなか事を進めてくれない
- ・ビザ更新時
- ・役所関係
- ・ワークパーミット取得、更新時
- ・工場建築の許可を受ける時に、スムーズに許可を出す代わりに金品の要求があった

エ 税務 (14名)

- ・ VAT 還付に伴う税務調査で調査官から賄賂を要求され、前任者が支払っていたこともあり、拒否することが難しく、悪しき習慣と理解しながらも、毎年のように対応している
- ・ 税務監査等
- ・ 会社の税務調査で担当者にお金を払えば追徴金を減額すると言われたが、対応せず

オ 交通違反（12名）

- ・ 交通違反の時に交通警察から要求された
- ・ 自動車やバイク運転中に警察に止められた場合の賄賂要求
- ・ 違反切符ではなく賄賂を請求

カ 公安・警察（10名）

- ・ 飲食店に関して警察へ支払い（広告用の黒板を店の外に出していたとき、駐車場を借りる場合等）
- ・ 居住証・公安を呼ぶ時に要求され、各種申請時に支払わないと進まない
- ・ 地域公安での外国人の住民登録

キ 消防署（9名）

- ・ 消防警察の監査
- ・ 消防などの必要物品について、署員の家族の会社からの購入要求
- ・ 消防設備認証
- ・ 消防、工場消防監査時の指摘削除（払わなくてもいいが、払えば取り下げられる）

ク 新型コロナウイルス感染症関連（4名）

- ・ 入国し隔離ホテルまでの移動に対し、医療局担当者から時間外労働費を個別に請求
- ・ 社会隔離期間中の検問所（公安）で食材調達のため区を跨ぐ移動時、拒否し引き返した
- ・ コロナ禍で隔離の運搬などに政府（保健局）の対応が不可欠なのだが、その際に不要なはずの費用を請求されることがあった

ケ 医者（3名）

- ・スタッフが火傷した際、医者に賄賂を支払わないと良い薬を処方してもらえなかった
- ・ワクチン接種

コ その他（23名）

- ・15年前くらいは多かった
- ・現在はあからさまに賄賂を要求されることはなく、「どうしますか？」と暗にお金を出した方がいいと聞かれる
- ・主にベトナム人同士での要求が大半であり、外国人に対して露骨に要求されることは少ない
- ・立場が上から下に対して幅広く要求される
- ・お金で解決する手段を要求される事が多い

3 賄賂に関する日系企業及び在留邦人へのヒアリング調査

当職は、ベトナム（ホーチミン市）において、贈賄及び不正取引の実情に関するヒアリング調査を実施した。なお、ヒアリング調査の内容は、現地の日系企業及び邦人と守秘を約束した上で得た情報に基づき、まとめたものである。

ヒアリング調査により、贈賄及び不正取引についての話をしたうちの多くの日系企業及び邦人より、何らかの形で贈賄や不正取引に関わったり、聞いたりしたことがあるという結果が得られた。

また、親会社が日本で上場しているため、贈賄及び不正取引をしないように気を付けているという駐在員も一定数いたが、比較的少数であった。

以下、ヒアリング調査の結果を紹介する。

3.1 企業からベトナムの公務員に対する不当な金銭の支払について

3.1.1 税務関係

（税務調査①）

- ・弊社は、何度か税務調査に入られたことがあるが、その際に当局に賄賂を渡さなかったことはない。税法的に何も悪いことをしていないとしても、要求された金額を支払っている。記録を取っていないので、役人のポケットに入っているのではないか。

(税務調査②)

- ・税務局から、証拠の残らない形で賄賂を要求されたことがある。

(税金の還付手続)

- ・税金の還付手続をする際に、当局から具体的な金額を言われて、賄賂を要求されたことがある。担当官は、当然のように要求してくる。支払わないと税金の還付がされないため、支払わざるを得ないと思う。税金の還付の手続には相場があると言われており、割合としては、還付額の20～30%である。

3.1.2 税関関係

(税関関係①)

- ・私は、商社に勤務しているが、税関の時には必ず賄賂を要求される。支払わなかったら手続を進めてくれないので、毎回支払っている。

(税関関係②)

- ・税関の時に、ありようもない理屈をつけられて、罰金という名の賄賂を要求されたことがある。

3.1.3 ライセンス関係

(許認可)

- ・賄賂を渡したことがある。賄賂を渡さないと政府系の案件の認可が1～2年先延ばしにされる。案件が進まない状態で1～2年ストップしていたら、駐在員の滞在費など経費だけがどんどんかかる状態になる。そのため、「本社が、ベトナム政府に対して、賄賂を支払わざるを得ない。」と判断して、支払うこととなった。

(ライセンス申請)

- ・ライセンスの申請の時に「手数料」として、不当に金銭の支払を要求された。こちらでは、支払うのが当然であるとコンサルティング会社からアドバイスを受けたので、支払うこととした。

3.1.4 検査・違反行為の取締り

(違反行為の取締り・酒のラベリングなど)

- ・警察は、正月になると、取締りを強化する傾向が強い。例えば、警察は、正月、よく繁華街のバーを中心に取締りをし、ラベルがついてない酒を見つけると、酒を没収する。その後、警察官が没収した酒を飲み、正月を祝っている姿を見る。警察官は、正月に酒を入手したいために、酒の取締りを強化するのだと思う。他にも、正月を祝うために、普段は摘発しないような軽微な違反のある商品を没収して警察官自身のものになっている、と聞いたことがある。

3.2 企業から取引先に対する不当な金銭の支払について

3.2.1 黙認しているケース

(キックバック・不正取引①)

- ・弊社のローカルスタッフにとって、取引先の担当に就くことが人気の役職となっている。その理由は、自分で気に入った取引業者を選び、その業者から取引のマーゲインが貰えるから。もちろん社内で認められていないけれど黙認をしている。

(キックバック・不正取引②)

- ・私は、会社のオフィス内の従業員の間で、50万ドルの札束が行き来している場面をよく見る。ローカルの従業員が給料では購入できないような高額な最新のiPhoneを持っていたりする。いわゆるダンボール利権が社内で行われているのではないかと私は推測しているけれど、深く追求せず黙認をしている。

(キックバック・不正取引③)

- ・弊社では、取引相手とのキックバックの金額が、あらかじめ経費としての予算がつけられている。そのため、社内で悪いことという認識もなく、止められないのが実情である。

3.2.2 黙認せずに何らかの対処をしたケース

(キックバック・不正取引④)

- ・弊社では、キックバックをしていた担当者をクビにした。本来、高く買い取ってもらえるはずの廃棄物について、処理費が計上されていたことから発覚した。実際には、従業員が廃棄物を高く売りその対価を受け取っていたにもかかわらず、帳簿上では処理されたと記録されていた。調査の結果、周りの従業員もその担当者からおこぼれをもらっていたので、皆口裏を合わせてその担当者を庇っていた。そのため、なかなかこのような不正に気が付くことができなかった。

(キックバック・不正取引⑤)

- ・弊社の取引先が、従業員の親族の会社に代えられていて、弊社側に不利な条件で契約が締結されていたことがある。従業員を解雇することとした。

(キックバック・不正取引⑥)

- ・弊社では、取引相手から、「キックバックの金額が高いため、もっと安くしてくれないか」との交渉の電話がかかってきたことから、従業員が不公正な取引に関与していることが判明したことがある。

3.3 企業内の賄賂の帳簿上の処理について

(賄賂の帳簿上の処理① コンサルティング会社・会計事務所の利用)

- ・ベトナムの公務員に対して賄賂を渡した場合、何らかの対応をしなければ、帳簿上に証拠が残ってしまい、後に賄賂を支払ったことがバレて問題になりうる。ベトナムには、このような帳簿上の証拠の問題に対応してくれるコンサルティング会社や会計事務所がたくさんある。

コンサルティング会社や会計事務所は、架空インボイスを販売している。簡単に説明すると、彼らは、渡した賄賂の金額と同じ金額の架空のコンサルティング料に関するインボイスを発行し、賄賂と同等の金員を受け取るという仕事をしてくれる。もちろん、その金員は、彼らの対価を差し引いて、現金で私達のもとへ戻される。

一般の会社員である私が帳簿をみても、明らかに不自然な取引が行われていることが容易に判る。そのため、本社が、帳簿を見れば「不自然な取引である」とすぐに分かるはずである。しかし、本社は、黙認している状態である。

現地当局も、調査をしても、賄賂を(意図的に)見逃すので取り締まることができない。弊社で賄賂の慣習が無くなる日は遠いように思う。

(賄賂の帳簿上の処理② インボイスの購入)

- ・弊社では、賄賂を渡した場合、自社内で帳簿上の対応をしている。その代表的な方法としては、例えば、プライベートで食事した時にインボイスをもらって、そのインボイスを会社での接待費として記録し、賄賂として支出した金額をごまかす。このような方法は、皆、一般的にやっていると思う。

(賄賂の帳簿上の処理③ ベトナム貨幣の特殊性)

- ・日本の場合、帳簿上 1 円でも合わない、数字が合っていないとして問題になるが、ベトナムでは、金額の端数が切り捨てられるため、帳簿上の数字と手元の金額がぴったりと合うことはない。そのため、そもそも論として、アバウトでしか会計処理ができない。小さな金額の賄賂は、そのようなアバウトな会計処理の中でごまかしている。弊社のような上場企業の子会社でも、きちりとした数字をつけることができないため、小さな金額の賄賂はごまかすことが比較的容易。大きな賄賂は、ごまかすことが難しいので、しないようにしている。

3.4 賄賂の供与は一切拒否している企業の例

(賄賂の供与は一切していないという例)

- ・私は、日本の上場会社を親会社とする駐在員だが、ベトナム子会社が粉飾をした場合、親会社が日本の法律上問題になってしまうため、賄賂は一切渡さないようにしている。

3.5 個人からベトナムの公務員に対する不当な金銭の支払について

3.5.1 交通違反関係

(交通違反①)

- ・交通違反をした際に、警察官から、違反を見逃す代わりに日本円で換算すると 2 万円相当の賄賂を要求された。私は、頑張っでどんどん値切っで、最終的には 7,500 円相当で見逃してもらった。

(交通違反②)

- ・交通違反をした際に、警察官から、違反を見逃す代わりに日本円でいう 5 万円相当の賄賂を要求された。私は、値切っでみたが、2 万円相当で見逃してもらった。もう少し値切れたと思うが、急いでいたのでやむを得なかった。

(交通違反③)

- ・交通違反をした際に、警察官から、違反を見逃す代わりに賄賂を要求された。私は、賄賂を渡すこと拒否した。すると、警察官が、私のバイクを押収していった。警察官は、私のバイクから、売れる部品を全て取り、代わりに粗悪な部品に取り換え、ガソリンも全部抜いた。私には、変わり果てたバイクが返却された。

(無免許運転)

- ・自分は、無免許でバイクを乗っている。バイクの免許を取るには、日本の免許証を翻訳して出して、健康診断を受診する必要がある。加えて実技テストがある。実技テストは免許センターのようなものがないので、一発テスト。免許証がなくても、取締り時にお金をいくら払えば見逃してくれるので、免許を実際に取る必要は感じない。

3.5.2 入国管理関係

(ビザの発給・更新)

- ・ビザの発給や更新の際に、早く手続を進めてもらうために、エージェントが担当官に支払っていると聞いたことがある。

3.5.3 就労許可証関係

(就労許可証の申請)

- ・私は、直接関わったことはないし詳しくは知らないが、就労許可の申請の際に、現地スタッフが「手数料」として、少額の金銭を担当官に支払っていると聞いたことはある。

3.6 意見・要望など

(意見・要望①)

- ・ 本社は、「法令順守をしろ」と言ってくるが、現地の実情を分かってくれない。現地では、賄賂を支払わないと事業が進んでいかない。それなのに、本社からは、業績を上げるように言われ、無理難題ばかりを押し付けられているように感じる。綺麗ごとばかりで話が終わらないことを理解してほしい。

(意見・要望②)

- ・ 中国企業や韓国企業は、賄賂を平然と支払って、仕事を受注したり、多額の税金の支払を逃れたりしているケースが多い。一方、日本企業は、コンプライアンスの意識から、賄賂を支払わないようにする風潮がある。その結果、中国企業や韓国企業との受注競争に負けてしまう場合が多いし、高額な税金を支払わなければならない場合も多い。
こんなことでは、国際的な競争に勝つことはできない。外国企業からも、日系企業は融通がきかず、損をしていると言われている。現地の実情をきちんと把握して、日本が国際的な競争が勝てるような法整備をしてほしい。

(意見・要望③)

- ・ 賄賂の提供や不公正な取引は、止めるべきだ。しかし、それが黙認されている現状が続いており、賄賂の提供や不公正な取引をせずに、事業を行っている会社が損している。きちんと取締りをして、クリーンな取引をしている企業が報われるようにしてほしい。

(意見・要望④)

- ・ 賄賂は、現地では普通のことと、取り締まられることもない。内心は、やめたいと思っている人も多いと思う。きちんと取締りをしてくれれば、皆、このような不正な取引に巻き込まれることもないし、悩むこともない。

(賄賂の原因)

- ・ なぜ、ベトナムで賄賂が多いかという原因を考えると、ベトナムの公務員の給料が安く、生活をしていけないので、賄賂で安い給料分を賄うことが「普通」となっているということに尽きると思う。警察官は賄賂について当然記録として残さないため、賄賂がそのまま警察官のポケットに入ってしまう。そして、本来徴収されるべき罰金が見逃され、結果として税収が全然上がらなく、公務員の給料も上がらない。ベトナムの賄賂の問題が根強く残り続けている理由は、このような悪循環に陥った状態が続いているからではないか。

第4 日系企業及び在留邦人が直面する法的問題への対処の実情（在り方）

1 弁護士の活用状況

1.1 日系企業

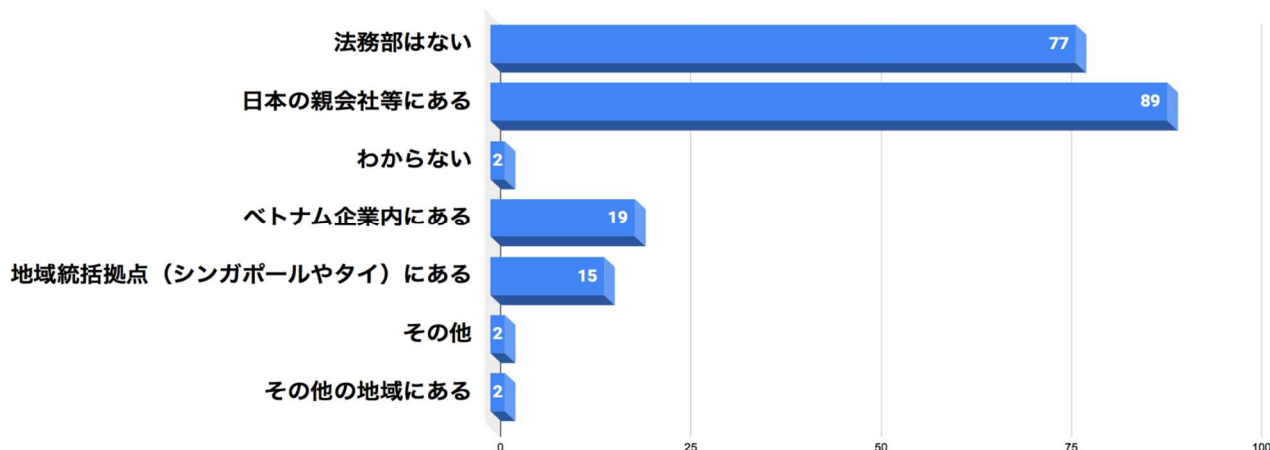
これまでの調査から、日系企業が直面する法的問題に起因する支障としては、不明瞭な法規則、不明瞭な法運用、当局の対応の急な変更から生じる支障が多いことが分かった。

当職は、このような法的問題に直面した日系企業が、法律事務所や弁護士をどのような場面で活用しているかについてアンケートを実施した。なお、全てのアンケート項目及び回答結果については、別紙1を参照されたい。

1.1.1 社内法務体制（別紙1 - Q6-1）

まず、自社に法務部が存在するか否かについては、「日本の親会社等にある」という回答が最も多く、89社にのぼった。次に多かったのは、「法務部はない」という回答で、77社であった。「ベトナム企業内」に法務部がある企業は、19社と少数であった。

Q6-1 貴社に法務部はありますか。当てはまる選択肢を選んでください（複数回答可）。



1.1.2 法律事務所との顧問契約（別紙1 - Q6-3）

次に、日常的に生じる法的問題に対応するため、法律事務所と顧問契約を締結しているか否かについては、「法律事務所と顧問契約は締結していない」という回答が最も多く、71社にのぼった。次に多かったのは、「ベトナムに拠点がある法律事務所と顧問契約を締結している」という回答で、56社であった。また、「日本に拠点がある法律事務所と顧問契約を締結している」という回答も43社と一定割合を占めていた。

Q6-3 貴社は法律事務所と顧問契約を締結していますか。当てはまる選択肢を選んでください（複数回答可）。

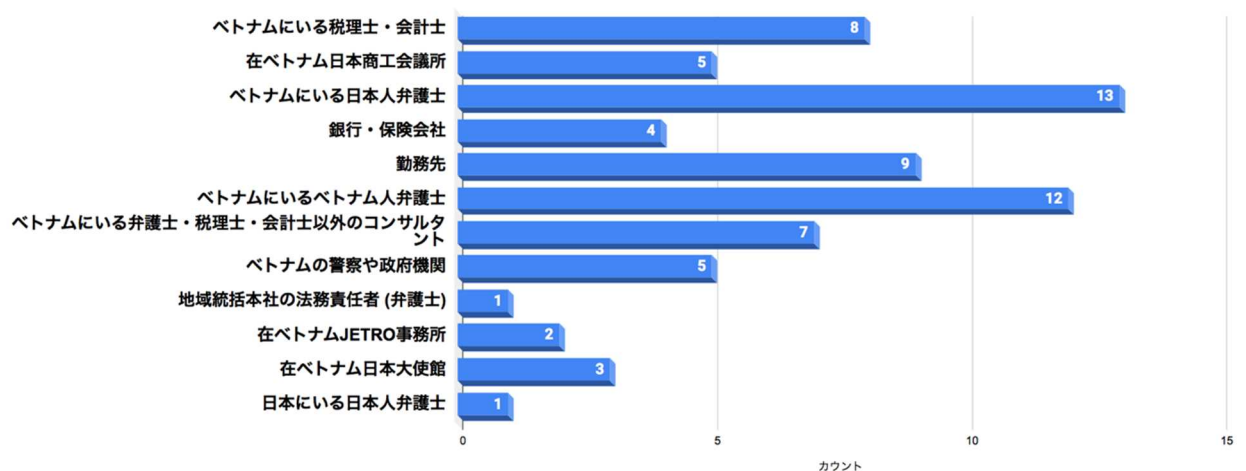


1.1.3 弁護士の活用状況

法的トラブルに直面した際に、相談したことがある相談先については、「ベトナムにいる日本人弁護士」という回答が最も多く、13社であった。次に多かったのは、「ベトナムにいるベトナム人弁護士」という回答で、12社であった。

当該結果から、法務部が日本の親会社等にある企業や日本に拠点がある法律事務所と顧問契約を締結している企業も多い中で、実際に法的トラブルに直面した際には、ベトナムにいる日本人弁護士又はベトナム人弁護士に相談をする企業が多いことがうかがえる。

Q16 法的トラブルに直面した際に相談したことがある相談先を選んでください（複数回答可）。



1.2 在留邦人

これまでの調査から、在留邦人が直面する法的トラブルの内容としては、労使問題や取引先との問題に加え、交通違反、住宅・工場、ビザに関するトラブルなどがあることが分かった。

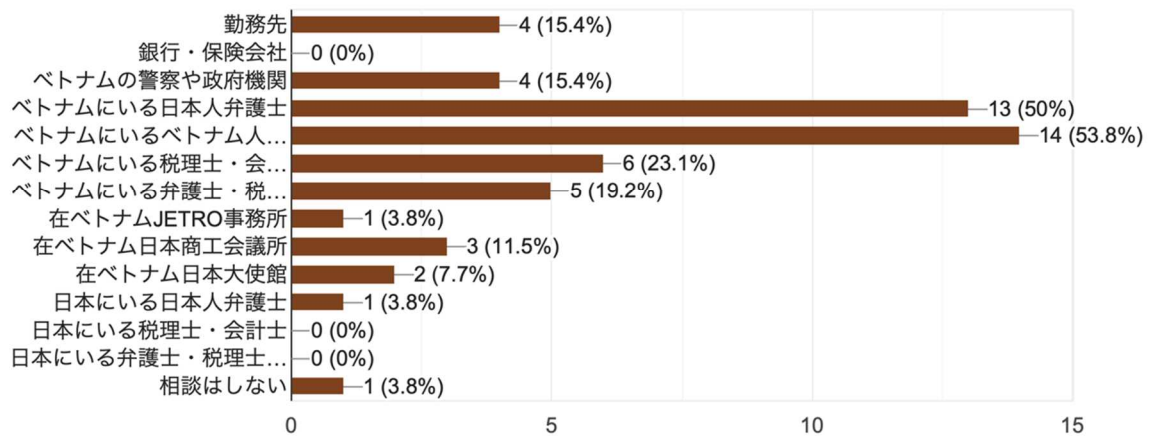
当職は、このような法的問題に直面した在留邦人が、法律事務所や弁護士をどのような場面で活用しているかについてアンケートを実施した。なお、全てのアンケート項目及び回答結果については、別紙2を参照されたい。

1.2.1 弁護士の利用状況（別紙2、Q12）

法的トラブルに直面した際に相談したことがある相談先については、「ベトナムにいるベトナム人弁護士」という回答が最も多く、14人であった。次に多かったのは、「ベトナムにいる日本人弁護士」であり、13人であった。

当該結果から、在留邦人は、実際に法的トラブルが生じた際には、ベトナムにいる日本人弁護士又はベトナム人弁護士に相談するケースが多いことが分かった。

Q12 法的トラブルが生じた際に、相談したことがある相談先を選んでください（複数回答可）。
26件の回答



(内訳)

ベトナムにいるベトナム人弁護士	14 (53.8%)
ベトナムにいる日本人弁護士	13 (50.0%)
ベトナムにいる税理士・会計士	6 (23.1%)
ベトナムにいる弁護士・税理士・会計士以外のコンサルタント	5 (19.2%)
勤務先	4 (15.4%)
ベトナムの警察や政府機関	4 (15.4%)
在ベトナム日本商工会議所	3 (11.5%)
在ベトナム日本大使館	2 (7.7%)
日本にいる日本人弁護士	1 (3.8%)
在ベトナムJETRO事務所	1 (3.8%)
相談はしない	1 (3.8%)

2 支援機関へのヒアリング調査

日系企業及び在留邦人がベトナムで直面している法的問題への対応について、支援機関に対してもヒアリング調査を実施したので、以下概要を報告する。なお、各支援機関の具体的な支援内容や詳細なヒアリング内容については、別紙 3 を参照されたい。

2.1 在ベトナム JETRO へのヒアリング調査

- ・ 在ベトナム JETRO の相談件数

ベトナムでは、ハノイ及びホーチミンに日本貿易振興機構（JETRO）の駐在事務所が設けられ、現地で実務が行われている。2019 年、JETRO ホーチミン事務所のみで、のべ 3,700 人程であり、JETRO が海外に拠点を置いている 74 拠点の中で、来訪者数が多い事務所の一つとなっている。

2020 年は新型コロナウイルスの影響もあり、例年に比べると来訪者自体は減少したものの、メールでの相談が増加した。2020 年は、JETRO ホーチミン事務所では月平均で約 50 件のメール相談が寄せられた。

- ・ 日系企業からの相談への対応状況

相談については、専門家であるコーディネーターと契約しており、コーディネーターが回答をする形式となっている。コーディネーターによる回答が難しい場合には、JETRO 事務所が在越の法律・会計・コンサル会社のリストを提供し、各企業にて直接コンタクトしてもらうように案内している。

- ・ 法律相談の具体的内容

法律相談や税務相談に関していえば、あまり件数自体多くなく、ベトナムに実際に進出済みの企業からの相談がたまにある程度である。法律相談の具体的内容に関しては、労働法改正に伴う相談はたまにある。労働許可証の相談もたまにあるがそれほど多くはない。

新型コロナウイルス関連で増えた法律相談は、不況に伴う会社清算、閉鎖手続きに関するもの、未回収金の債権を回収する方法についての相談などがある。もっとも、これらの相談も実際の数としてはそれほど多くはない。

2.2 JICA ホーチミン出張所へのヒアリング調査

日本企業が海外進出を展開するためのサポートを行なっている。JICA はベトナムの経済社会の発展を第一の軸に考えている。

2.3 在ベトナム日本大使館へのヒアリング調査

当職は、本調査の開始直後から、法務省の担当者を通じ、在ベトナム日本大使館へのヒアリングを依頼していたが、本調査の期間内に、関係機関からの協力を得ることができなかったため、在ベトナム日本大使館への公式のヒアリング調査を実施することができなかった。

2.4 在ベトナム日本商工会議所へのヒアリング調査

当職は、ホーチミン日本商工会議所及びベトナム日本商工会議所の各事務局長に対し、ヒアリングを実施する機会をいただいた。具体的な回答は別紙3のとおりである。